

築上町告示第124号

平成28年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月21日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成28年12月1日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	塩田 文男君
武道 修司君	田村 兼光君

○12月5日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成28年12月1日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第93号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第5 議案第94号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第6 議案第95号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第96号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算 (第3号) について
- 日程第8 議案第97号 平成28年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第98号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第104号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第105号 町道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第93号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第94号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第95号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第96号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第97号 平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第98号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第104号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第105号 町道路線の廃止について

出席議員（14名）

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	柿本直保美君	監査事務局長	石井 紫君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成28年第4回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日招集いたしましたところ、全議員の御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

今までの行政について、若干、報告させていただきますと、去る11月10日から13日にかけて、姉妹校である中国の常州市金壇区の薛埠中心小学、鎮中日友好希望小学の姉妹校を結んでおるといことで、総勢17名の児童と、あと引率と28名で、中国のほうを訪問いたしました。大成功だったということで御報告、なお、議会代表は、工藤副議長が一緒

に同行していただきました。そういうことで、今後また友好を深めていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、企業誘致の件で皆さん非常に御心配をかけておりましたけれども、ようやくですね、ほぼ、企業誘致まとまりました。

あした、一応、協定書を結んで、その後契約というふうな形になります。そして、契約ができ次第、議会のほうに提案をいたしたいと、このように考えておるところでございまして、その節はぜひ、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そしてまた、ふるさと納税について、若干御報告申し上げますと、従前の5品目から75品目に納税に対する返礼の品をふやしましたところ、10月、11月の実績で、今までは50万しかございませんでしたが、今回500万にふえたと。実績は710万ほどありますけれど、200万は、特別な事情で納税していただいたというふうなことで、普通の全国からの納税者は510万円というふうなことで、10倍いたしたんで、ある程度、実績が出てきたんではなかろうかなと、このようなことで、私ども喜んでおるところでございまして。

以上、報告いたしますが、今回の議案は、補正予算5件、それから条例案件5件、そして指定管理者、そして道路の認定等で3件ということで、議案13件でございますので、よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げたいと思います。

以上で、報告終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、行政報告を終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議記録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議記録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、信田博見議員、6番、鞆野希昭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

11月28日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

1 2月1日木曜日、本日は本会議で議案の上程、2日金曜日は、考案日といたします。

3日、4日は、土曜日曜で、休会といたします。

5日、月曜日は、本会議で、議案に対する質疑と委員会付託といたします。

6日、火曜日は、考案日といたします。

7日、8日は、本会議で一般質問といたします。

9日は、考案日で、10日、11日、土曜、日曜日は、休会といたします。

12日、月曜日は、厚生文教常任委員会。

13日、火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産業建設常任委員会は、築城支所の第4、第5会議室で行います。

12月14日水曜日は、委員会予備日とし、12月15日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

なお、一般質問の受け付け締め切りは、あす12月2日、正午までといたします。

以上、会期は、本日から12月15日までの15日間と決定することが妥当だとしますので、御報告申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会議は、委員長報告のとおり本日12月1日から15日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第93号ほか12件です。ほかに、例月出納検査報告は、配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

日程第4. 議案第93号

日程第5. 議案第94号

日程第6. 議案第95号

日程第7. 議案第96号

日程第8. 議案第97号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第93号平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第8、議案第97号平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第97号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長、元島課長。

○財政課長（元島 信一君） **議案第93号**平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

議案第94号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第95号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第96号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第97号平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月1日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第93号は、平成28年度築上町一般会計補正予算（第7号）でございますけれども、本予算は、規定の歳入歳出予算の総額が129億4,846万7,000円に、1億5,558万6,000円を追加いたしまして、総額を131億405万3,000円と定めるものでございます。

主な案件は、臨時福祉給付金給付事業、これも歳入歳出とも国がお金を給付金いただいて、個人に給付するものでございます。これは、6,093万2,000円ほどございます。

それから、農地集積・集約化対策事業、これも国庫から100%いただいて、個人に給付するものでございますけれど、これが2,358万3,000円。それと荒廃森林再生事業ということで、これは県の森林環境税を充当していただきながら、荒廃森林を再生するものでございますけれども、これが1,511万7,000円ということで、県からこの金額を繰り上げて森林組合のほうに助成をするものでございます。

後は、基本的には人件費の補正、それから、企業誘致用の下水道の管と、それから水道管の入れ替えを、それぞれ特別会計のほうに繰り出しをするというのが、主な件になったところでございます。

そしてあと、繰越明許費1件、地方債の変更の1件を、お願いしておるところでございます。

次に、議案第94号は、築上町28年度の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますけれども、規定の歳入歳出予算の総額が32億5,835万5,000円に18万7,000円を追加いたしまして、総額を32億5,854万2,000円に定めるものでございますけれども、これは人事院勧告に伴う人件費の改定分の費用でございます。

あと、それと拠出金を1,500万円ほど充てさせて、保険給付金の減額をこの分とするため、一応、減額をさせていただいておるという内容でございます。

次に、議案第95号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、この会計は、総額が3億867万3,000円に6万3,000円を追加いたしまして、3億873万6,000円でございますけれども、これは人勧に伴う人件費の増額というふうなことでございます。

次に、議案第96号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）でございますけれども、規定の第3条予算の収益的支出を1,003万2,000円増額いたしまして、総額を4億1,123万3,000円に改め、そして、第4条予算の資本的収入を1,177万2,000円増額いたしまして、3億4,982万3,000円に改めるものでございます。資本的支出を2億7,972万円増額いたして、そして、5億1,344万1,000円に改めるものでございます。

内容としては、修繕費の増額と、それから施設改良ということで、一般会計のところでも申しました、いわゆる下日奈古の地区の給水管の入れ替え工事でございます。

議案第97号平成28年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案は規定の歳入歳出予算に14万4,000円を増額いたしまして、総額を5億8,789万5,000円にいたしまして、支出を14万4,000円増額し、総額を5億9,770万8,000円に改めるものでございます。

また、規定の資本的収支予算の収入を227万9,000円増額し、総額を2億7,016万8,000円に、支出を227万9,000円を増額いたしまして、総額を4億1,550万

8,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、人事院の勧告の枠組み等、それから管路測量に伴う変性土の改良にということで、これも日奈古の分でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

日程第9. 議案第98号

日程第10. 議案第99号

日程第11. 議案第100号

日程第12. 議案第101号

日程第13. 議案第102号

○議長（田村 兼光君） 続きます、お諮りします。

日程第9、議案第98号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議案第102号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第102号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） **議案第98号**築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第100号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第101号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第102号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月1日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第98号は、築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例の制定でございますが、これは先に、人事院勧告がございまして、この人事院の勧告どおりに
です、職員の給与の改定をする議案でございます。

よろしく御審議をいただきたく、御採択をお願い申し上げます。

そして、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これ
は、所得税法等の一部を改正する法律、それから、外国人等の国債運用に係る所得に対する、総
合主義による所得税の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されました。よ
って、築上町税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

改正の主なものは、町県民税の3ページに特例適用リストまたは特例適用配当等を有するもの
に対し、特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするための改正
でございます。

そしてあと、議案第100号、これは築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
でございますけれども、これも前議案と同様の形でございます、基本的には改正の主なものは、
町県民税の分離課税される特例適用リストの額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定
に用いる総所得に含めるための改正でございます。

それから、議案第101号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定でございますが、本条例案は、福岡県の子ども医療費支給制度の対象となる重度障害者対
象児が、重度障害者医療費支給制度を選択した場合に、子ども医療費支給制度の利用者との間に
不均衡が生じないようにするため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

そしてあと、議案第102号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定でございます。本条例も福岡県子ども医療費の支給条例の改正に伴い、築上町が独自で実施
している子ども医療費制度を県の制度にのせるために、築上町子ども医療費の支給に関する条例
の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第14．議案第103号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定について
を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自
治法（昭和22年法律第67号第244条の2第6号）の規定に基づき、公の施設に係る指定管
理者を、次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第103号は、公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、本議案は、旧藏内邸の指定管理者として、同施設を効果的に活用する必要があるために、下記の理由により、これは伝法寺地区の文殊会に指定管理者の指定を行うものでございます。

築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き、公募を行わないことについての語用的な理由を適用して、文殊会ということで、指定をさしていただく。で、かねてからこの寄附の受けるために、そんときに文殊会からの念書等々をいただきながら、今後運営をしていくということでございます。

内容としては、一応、いろんな意見ございまして、長期間、一応指定管理やらなければ、事業が成立しないんじゃないかというようなことで、10年間を一応、指定管理の期間とさして、普通のものとは違って10年間ということで、前ほど期間を延ばしているところでございます。

そしてまた、旧竹内邸について、今工事中でございますけれども、早目に指定管理をして、準備に当たってもらおうというふうなことで、今回、提案をさしていただいております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第104号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第104号町道路線の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第104号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。

平成28年12月1日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第104号は、町道路線の認定でございますが、本案は日奈古グラウンドの企業立地に伴う、路線の町道を認定するものでございます。

基本的には、現在ある道路の山手のほうに新しく専用道をつくりながら、付近住民の通行の妨げにならないようにというふうなことで、新しい道路を一応設置する、認定するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第16. 議案第105号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第105号町道路線の廃止についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第105号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

平成28年12月1日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第105号のこれは、町道路線のこれは廃止でございますが、本案も、これも日奈古グラウンドの企業立地に伴い、これを廃止するものです。

なお、この道路は県道から河川までいておりますけれども、一旦廃止をして、先ほど提案しました104号の町道の認定と重複するんで廃止をしていくものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締切は、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時25分散会
